

## 「保険金を使える」という住宅修理サービスでのトラブルにご注意!

雪害等の自然災害の多い年は、住宅の損害に対して「火災保険で家の修理ができる。無料で申請等を手伝う」などと勧誘される住宅修理サービスでのトラブルが増えてきます。このような勧誘は、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。



**トラブル1** 自己負担ゼロを強調 → 全額自己負担

保険金を使って無料で修理できるとの話だったが、保険金の支払い対象外

**トラブル2** 強引な契約 → キャンセル料50%

「保険の申請も代行する。」と言って、契約書も渡さずに無理やり契約させ、契約解除を申し出ると高額なキャンセル料を請求される

**トラブル3** うその理由で請求 → 保険金詐欺に問われることも

実際は老朽化による損害のところを、雪害によるものとして保険金の請求をすることは、保険金詐欺に該当するおそれがあります



### ひとことアドバイス



- 「保険金を使える」と勧誘されたときは、すぐには契約せず、まずは損害保険会社か代理店に相談しましょう。
- 火災保険の請求は、基本的に本人が行わなければならない、また、保険金の下りるかどうかは補償内容を確認する必要があります。
- 工事を依頼する際には、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。



## 生活安全情報

長井警察署生活安全課から

平成30年11月中旬頃、山形市内の60歳代女性宅に「訴訟最終告知のお知らせ」という葉書が郵送されました。

女性が葉書に記載された番号に電話をしたところ、弁護士を名乗る男らから、通信料の未払い名目で現金の支払いを要求され、複数回にわたり現金を宅配便で送り、合計約1億円を騙し取られる被害に遭っています。「訴訟最終告知のお知らせ」の葉書は詐欺の手口ですので、葉書に記載された番号には絶対に電話をせず、警察に相談してください。

## ～飲み物や汁物の突沸に注意～

### 事例1

牛乳をカップに入れて電子レンジで温めたら、爆発音がして半分以上の牛乳が庫内に飛び散った。

### 事例2

みそ汁の入った鍋をガスコンロで温め直したところ、みそ汁から突然ポンと破裂音がして中身が飛び散り、鍋も飛んだ。



- 飲み物等を加熱した場合、爆発するように沸騰し、中身が飛び散る「突沸（とっぷつ）」という現象が起こることがあります。突沸は前触れなく起こるため、やけどを負う恐れがあります。
- 電子レンジで飲み物等を温める場合は、温め過ぎないようにしましょう。取り出した際の振動や、取り出した後に砂糖を入れるなどの刺激が加わると突沸することもあります。温め過ぎた飲み物はすぐに取り出さず、扉を開けずに1～2分冷ましましょう。
- ガスコンロやIHクッキングヒーターを使ってみそ汁等の液体を温め直すときは、火力を弱めにし、かき混ぜながら行いましょう。

### 2月・3月の消費生活法律相談

2月7日(木) 13:30～15:30

3月7日(木) 13:30～15:30

\* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

\* 電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072